

第 2 章 現 状 と 課 題

1 国・県の状況及び取組

(1) 外国人児童生徒の受入及び教育に係る国の方針等

ア 外国籍を持つ子どもの受入について

日本国籍を持たない子ども及びその保護者には就学義務が課せられていませんが、我が国の公立小学校・中学校への就学を希望する場合には、これらの者を受け入れることとしています。

さらに、国籍を問わず義務教育諸学校に在籍する児童生徒は、これを無償で受け取ることができるとともに、必要な場合は財政的援助を受けることができることとなっています。

○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」

（昭和54年条約第6号）（抄）

第十三条

- 一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。
- 二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
 - (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

○「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号）（抄）

第二十八条

- 一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

イ 外国籍をもつ子どもの就学促進について

平成15年に、総務省は行政監察の結果に基づき、文部科学省に対し、「1)外国人子女の円滑な受入れの促進」、「2)受入れ学校における教育指導の充実」等について勧告を行い、就学機会の確保等に向けた一層の取組を求めました。

このことを受け、文部科学省から、外国人の子どもや保護者に対して行政機関が連携して就学支援を行うことの重要性について通知され、就学及び就学援助の外国語による案内及び学区変更等の就学を促進する取組が行われています。

○「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知」

－公立の義務教育諸学校への受入れ推進を中心として－
(平成15年8月総務省)

○「外国人児童生徒に対する就学ガイドブックについて」

(平成17年4月文部科学省初等中等教育局長)

○「外国人児童生徒教育の充実について（通知）」

(平成18年6月文部科学省初等中等教育局長)

- 1 就学案内等の徹底
- 2 外国人関係行政機関との連携の促進
- 3 就学手続き時の居住地等確認方法の弾力化
- 4 多様な人材の積極的活用

ウ 外国人児童生徒教育の充実について

さらに、文部科学省より、これまでの取組をさらに充実させ、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む方向性が示され、本教育の一層の充実に努めることの重要性が明確となりました。

○「小学校及び中学校学習指導要領（告示）」（平成20年3月文部科学省）

(小学校) 第1章第4の2(8) (中学校) 2(9)

海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

○「外国人児童生徒教育の充実方策について（報告）」

(平成20年6月文部科学省設置「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」)

【主な提言事項】

外国人児童生徒の受入状況と外国人児童生徒教育の意義
外国人児童生徒教育に関する検討課題と国、地方公共団体等の役割と責任
外国人の子どもに対する就学支援について

外国人児童生徒の適応指導や日本語指導について
地域における外国人児童生徒等の教育の推進

○「教育振興基本計画」（平成20年7月閣議決定）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策
(3) 基本的方向2の⑥
【施策】 外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進

(2) 外国人児童生徒数（外国籍を持つ公立小中学校・特別支援学校在籍者数）

（文部科学省「外国人児童生徒の就学状況等に関する調査」）

ア 全国 ○ 平成16年度70,345人 ⇒ 平成20年度75,043人

イ 栃木県 ○ 平成16年度1,148人 ⇒ 平成20年度1,534人

(3) 日本語指導が必要な外国人児童生徒数（外国籍をもつ児童生徒数）

（文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」）

ア 全国 ○ 平成16年度19,678人 ⇒ 平成20年度28,575人

※H19 ①ポルトガル語 ②中国語 ③スペイン語の3言語で全体の70%以上

イ 栃木県 ○ 平成16年度469人 ⇒ 平成20年度577人

(4) 外国人児童生徒教育に関する取組

ア 文部科学省

- 日本語指導を行う教員の配置校（栃木県38校，本市8校）
- 日本語指導担当教員等に対する研修会の実施
- 就学ガイドブックの作成・配付
- 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」等の実施
※平成20，21年度本市地域指定

イ 栃木県教育委員会

- 日本語指導を行う教員の配置及び外国人児童生徒教育拠点校の指定
- 日本語指導教員に対する研修会の実施（年1回）
- 外国人保護者向け通知文集の作成・配付

2 他市の状況及び取組

(1) 群馬県太田市

- 日系ブラジル国籍の児童生徒が多い地域です。
- 特区指定を受け、市費負担バイリンガル教員、日本語指導助手を配置した複数のセンター校において、日本語及び母語による日本語指導及び教科指導を行っています。また、入学・編入前の外国人を対象とした初期日本語指導教室を開設しています。

(2) 千葉県船橋市

- 帰国児童生徒が多い地域でしたが、近年外国籍の児童生徒が増加しています。
- 日本語指導者(市日本語嘱託員及び日本語指導講師)を学校に派遣するとともに、平成19年度からセンター校(小学校1校、中学校1校)に適応支援教室を設置し初期指導と進路指導が必要な小学校3年生以上の児童生徒を通わせています。

(3) 神奈川県川崎市

- 外国籍の児童生徒が多い地域であり、近年も増加しています。
- 日本語指導者を学校に派遣するとともに、教育センター内に外国人児童生徒とその保護者の相談室を開設しています。

(4) 静岡県浜松市

- 日系南米国籍の児童生徒が多い地域であり、近年も増加しています。
- 平成18年度末に、就学前及び学齢期の子どもを主な対象とした「浜松市外国人子ども教育支援事業計画」を策定しました。

(5) 栃木県小山市

- 日系南米国籍の児童生徒が多い集住地域です。
- 日本語指導者(市日本語嘱託員)を学校に派遣するとともに、平成20年度から外国人児童生徒適応指導教室を設置し、児童生徒を通わせています。

(6) 栃木県真岡市

- 日系南米国籍の児童生徒が多い集住地域です。
- 日本語指導者の学校派遣を行うとともに、教員が開催する外国人児童生徒教育研究会に交付金を支出し研修の機会を設けています。

3 本市外国人児童生徒等に関する状況

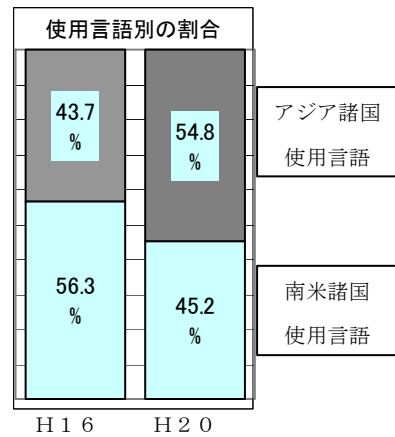
(1) 外国人児童生徒数の増加及び日本語習得や生活適応状況の多様化

ア アジア諸国を母国とする児童生徒が増加するとともに居住地が本市全域に広がりつつあり、外国人児童生徒数と在籍学校数が増加しています。

- 外国人登録者数（各年12月末日現在，H16旧上河内，河内町調査数含む）
平成16年度7,919人 ⇒ 平成20年度8,093人
- 外国人児童生徒数及び在籍校数
 - ・外国人（外国籍を持つ）児童生徒数及び在籍校数
平成16年度240人（56校）⇒ 平成20年度292人（65校）
 - ・日本語指導が必要な児童生徒数（国籍は問わず）及び在籍校数
平成16年度96人（32校）⇒ 平成20年度166人（40校）

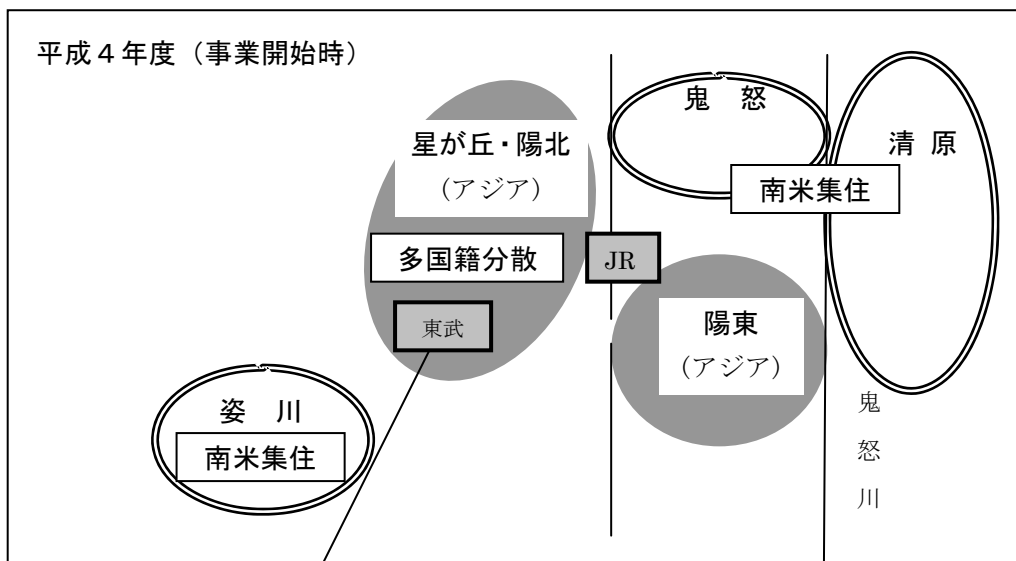
【使用言語別の割合】

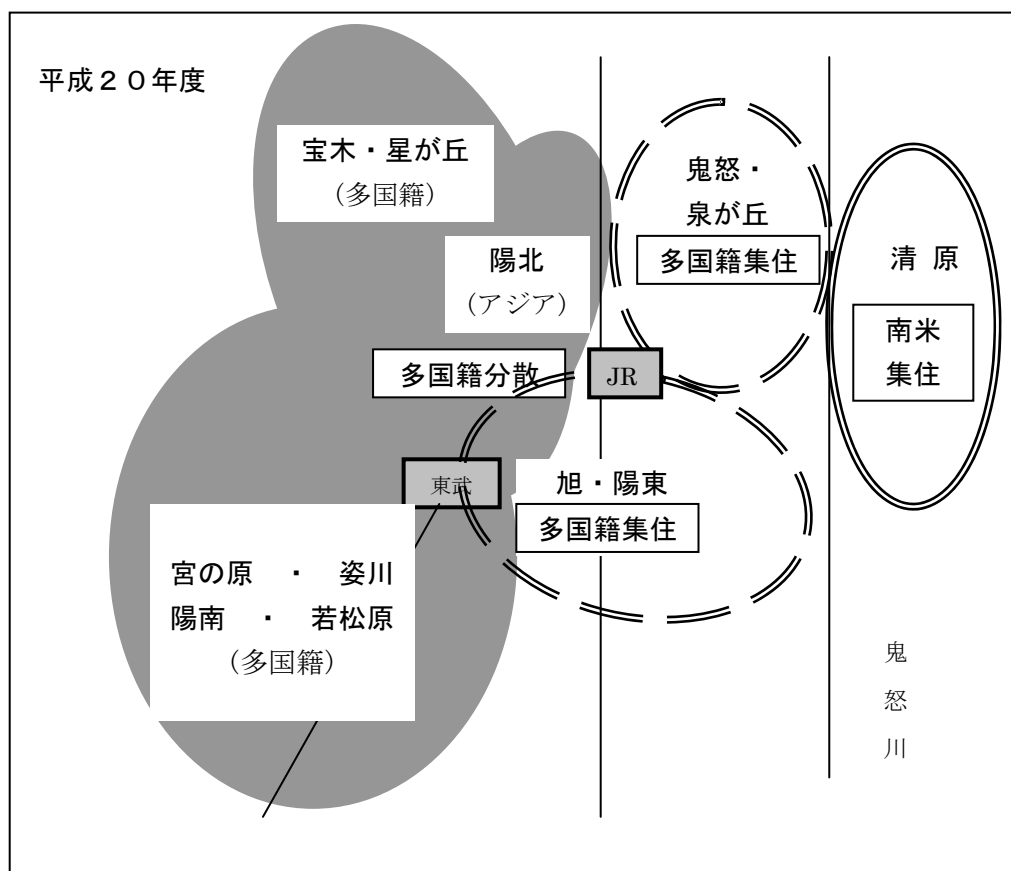
- ※H16 南米諸国使用言語 56.3%
アジア諸国使用言語 43.7%
- H20 南米諸国使用言語 45.2%
アジア諸国使用言語 54.8%



【日本語指導が必要な児童生徒在籍校分布の推移】

- ※南米の国籍または言語を使用する児童生徒が多く在籍する中学校区：二重線
- 児童生徒の国籍または使用言語が多様で在籍数が多い中学校区：二重破線
- 児童生徒の国籍または使用言語が多様で在籍数が少ない中学校区：網掛け





イ 来日間もない子どもの編入学が増加するなどし、各学校に在籍する外国人児童生徒（外国籍及び国籍を問わず日本語指導が必要な児童生徒）の日本語習得や生活適応状況の差が広がっています。

○ 年度途中の編入学児童生徒数

平成17年度11人 ⇒ 平成19年度21人 ⇒ 平成20年度23人

○ 平成20年度（12月1日現在）該当児童生徒における日本語習得状況の割合

- ・**初期** 16.9% : 簡単なあいさつや受け答え等の、生活で最低限必要な（H19：24.1%）日本語を習得している。
- ・**中期** 13.9% : 話し合う、遊ぶ等の友人関係づくりに必要な日本語を（H19：40.1%）習得している。
- ・**後期** 45.1% : 教師が授業中に行う説明や教科書に記された文章等を（H19：16.7%）理解するために必要な日本語を習得している。
- ・**終了** 24.1% : 日本語指導終了又は終了予定（H19：19.1%）

(2) 就学状況等

- 本市全体として外国人の子どもの就学率は、平成16年度57.5%（在籍240人）、平成20年度66.2%（在籍292人）と増加しています。しかし、就学していないことにより、学校生活で育まれる社会性や基礎学力などが身に付かないため、外国人児童生徒が将来の生活で不利益を被ることから、さらに就学を促進する必要があります。（就学率：外国人登録者の内、就学適齢者を母数として、各年5月1日現在で算出）
- 平成18年度より、就学していない外国人の子どもの保護者に対するアンケート調査を実施し、公立小・中学校に就学させていない理由等を確認しています。
その結果として、無回答あるいは居住実態がないために文書が戻ってくる件数がほとんどでしたが、外国人学校への通学や私・国立小・中学校への就学、帰国予定により就学手続きを行っていない等の状況を把握することができました。また、本アンケート調査回答後に就学相談及び手続きを行う保護者もみられるようになりました。

4 本市における取組の状況

(1) 日本語指導講師派遣（平成4年度事業開始）

- 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校へ、母語による日本語指導（7ヵ国語）を行う指導講師を派遣し、市が貸与する日本語教材を用いて指導しています。
- 年間の訪問回数（1回あたり2時間指導）及び日本語指導講師数
平成16年度1,220回 ⇒ 平成19年度1,300回 ⇒ 平成20年度2,450回
（平均1校25回） （平均1校20回） （平均1校37回）
平成16年度15人 ⇒ 平成19年度18人 ⇒ 平成20年度19人

【成果】

母語による指導により、教員では指導できない基礎的な日本語の習得が図られています。また、母語による会話により児童生徒が自分の気持ちを伝えることが円滑に行われ、児童生徒の心の安定が図られています。

(2) 指導資料（初期指導計画及び翻訳文書等）の作成・配付

- 平成18年度に、就学・編入学時の対応及び日本語・生活指導に係る指導計画を作成しました。さらに、保護者あて通知文書等の6ヵ国語翻訳を行い、全校に冊子を配布しました。（翻訳言語：ポルトガル語・スペイン語・中国語・韓国語・フィリピン語・タイ語）

【成果】

翻訳文書を活用することにより、外国人児童生徒の保護者が通知文書の内容を理解できるようになり、提出物の期限などを守ることや学校への協力が得られるようになりました。

(3) 翻訳した就学案内等の送付

- 平成18年度10月から、6カ国語に翻訳した次年度新入生用の就学案内等を送付しています。(翻訳言語：ポルトガル・スペイン・中国・韓国・タイ・英語)

(4) 文部科学省指定「平成20年度帰国・外国人児童生徒受入促進事業」

- 外国人児童生徒教育に関する推進組織の設置
- 就学リーフレットの作成・配布及び説明会への相談員派遣
- 日本語指導講師を補助し対象児童生徒への日本語指導及び適応指導を日本語で行うボランティアの派遣
- 初期日本語指導教室の開設
 - ・ 来日間もない児童生徒及び就学前の子どもに対して、母語による日本語指導及び適応指導を行う初期日本語指導教室を、教育センター及び清原地区市民センターに2～3月の1ヵ月間開設
- 学校の指導体制充実のための指導補助者の配置

(5) 栃木県教育委員会指定「外国人児童生徒教育拠点校」

- 本市には小学校4校、中学校4校の指定校があり、教員が定数より1名多く配置され、日本語学級を担当して勤務校の外国人児童生徒教育推進の中核となっています。
 - H20：8校 小学校5（泉が丘小，御幸小，清原中央小，清原東小，岡本小）
中学校3（泉が丘中，清原中，鬼怒中）
 - H21：8校 小学校4（泉が丘小，御幸小，清原中央小，清原東小）
中学校4（旭中，泉が丘中，清原中，鬼怒中）

(6) 地域におけるボランティア等の取組について

- ア 国際理解活動や日本語講座などの活動を本市各地域で幅広く行っている団体
 - ・ 国際理解講座や各種語学講座開催
 - ・ 各種交流活動
 - ・ 日本語講座や日本語教え方講座，通訳研修会の開催
 - ・ 日本文化紹介活動 等
- イ 外国人市民への日本語指導や交流活動を特定の地域で行っている団体
 - ・ ゴミ収集日や分別方法等の翻訳看板の設置，5カ国語による医療機関所在地図の発行
 - ・ 日本の伝統行事紹介や各国料理講座，ミニ講演会などの国際理解講座開催
 - ・ 地区文化祭や盆踊りなどの地域行事への参加 等
- ウ 外国人の幼児，児童・生徒を対象とした指導を特定の地域で行っている団体
 - ・ 母語の保持のための指導
 - ・ 日本語指導の一環として学校からの宿題等の支援 等

5 本市における外国人児童生徒教育関係者の意識

計画策定のための基礎資料として、市民生活部国際交流プラザ実施「外国籍市民アンケート調査」及び宇都宮大学国際学部多文化公共圏センター実施「外国人児童生徒の教育環境をめぐる問題—栃木県内の現状と課題—アンケート調査」を活用するとともに、「様々な国籍の子どもたちへの教育に関するアンケート調査」を実施し、外国人児童生徒教育に関する意識等を調査し、当該児童生徒やその保護者が抱える問題や支援策への要望について現状を把握しました。

(1) アンケート調査について

【外国籍市民アンケート調査】

・実施 市民生活部国際交流プラザ ・調査年月 平成20年6月

【外国人児童生徒の教育環境をめぐる問題—栃木県内の現状と課題—アンケート調査】（内、本市小・中学校調査結果のみ使用）

・実施 宇都宮大学国際学部多文化公共圏センター
 ・調査年月 平成20年10月

【様々な国籍の子どもたちへの教育に関するアンケート調査】

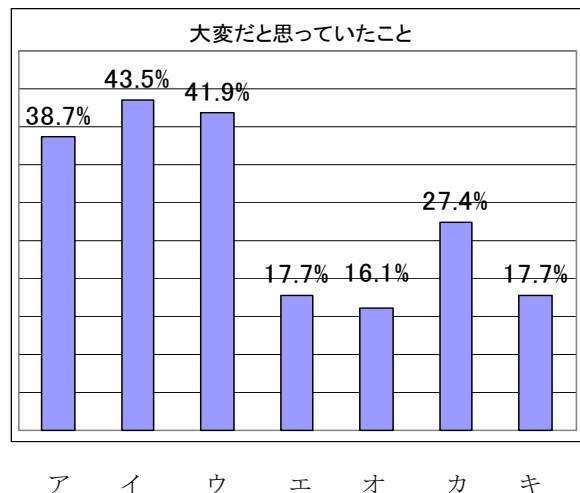
・実施 教育委員会事務局学校教育課 ・調査年月 平成21年1月

(2) 外国人（外国籍を持つ）児童生徒の意識

【様々な国籍の子どもたちへの教育に関するアンケート調査結果より】

① 日本の学校への入学・編入学時に、大変だと思っていたこと（複数回答）

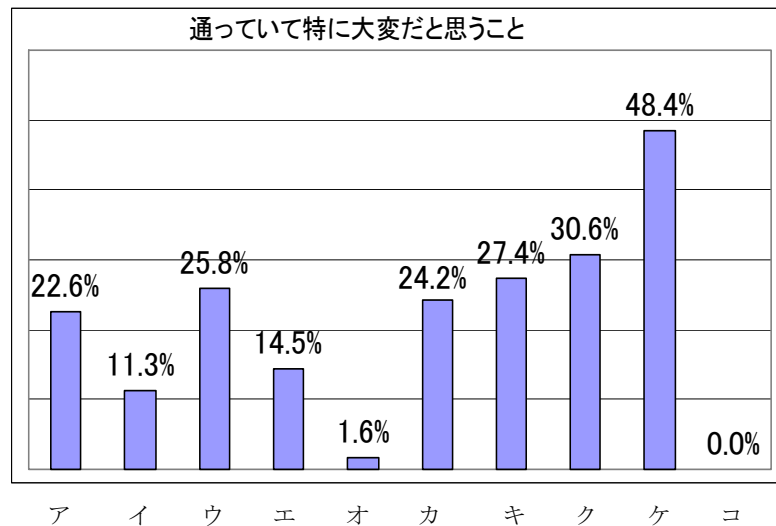
- ア 先生や同じクラスの子どもが話す日本語が分からなかった 24人
 イ 学校便りや教室に掲示してある日本語の文章が読めなかった 27人
 ウ 自分の気持ちを先生やクラスの子どもに、うまく話すことができなかった 26人
 エ 学校のきまりや約束が分からなかった 11人
 オ クラスに友達がいなかった 10人
 カ あまりない 17人
 キ その他（覚えていない等） 11人



「学校便りや教室掲示文章の日本語が読めなかった」こと、「自分の気持ちを先生やクラスの子どもにうまく話すことができなかった」こと、「先生や同じクラスの子どもが話す日本語が分からなかった」ことが大変だったと回答している児童生徒が約4割います。

② 日本の学校に通っていて、現在特に大変だと思うこと（複数回答）

ア	先生や同じクラスの子どもが話す日本語が分からない	14人
イ	学校のきまりや約束が分からない	7人
ウ	学校便りや教室に掲示してある日本語の文章が読めなかった	16人
エ	自分の気持ちを先生やクラスの子どもに、うまく話すことができない	9人
オ	クラスに友だちがいない	1人
カ	授業中に先生が説明する日本語が分からない	15人
キ	授業中に配られるプリントやテストに書かれている日本語が分からない	17人
ク	勉強の内容が分からない	19人
ケ	あまりない	30人
コ	その他	0人



約3割の児童生徒が、「勉強の内容が分からない」ことや「授業中に配られるプリントやテストに書かれている日本語が分からない」ことを挙げています。

(3) 外国人児童生徒の保護者の意識・要望等

【外国籍市民アンケート調査結果より】

① 子どもに関する心配事について（複数回答）

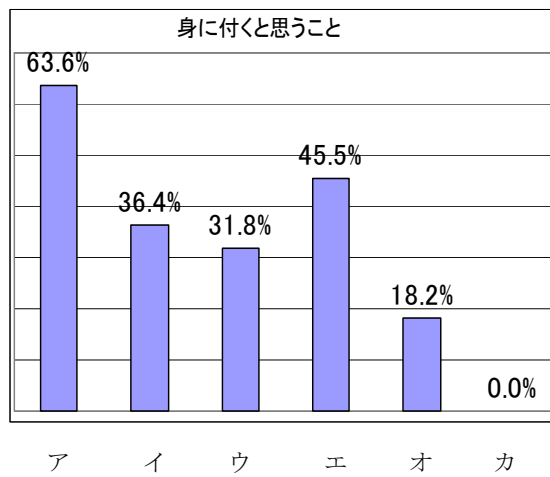
- ア 進学や就職について 45人（17.3%）
- イ 学校の授業内容が理解できない 27人（10.4%）
- ウ 友達の輪に入れない 24人（9.2%）
- エ 日本語がよく分からない 22人（8.5%）
- オ 日本の生活習慣や文化・学校生活になじめない 18人（6.9%）
- カ 子どもが母国の言葉が話せない 57人（21.9%）
- キ 特にない 67人（25.8%）

約半数の保護者が、日本語の習得だけでなく進路や学習、友人関係など、主に学校での生活に関わる不安をもっています。

【様々な国籍の子どもたちへの教育に関するアンケート調査結果より】

② 様々な国籍の子どもたちと共に学校生活を送ることにより身に付くと思うことについて（複数回答）

- ア 外国の文化や生活習慣が分かるようになる 14人
- イ 外国人の考え方が分かるようになる 8人
- ウ 外国の言葉が分かるようになる 7人
- エ いろいろな人と協力するようになる 10人
- オ 日本のよさが分かるようになる 4人
- カ その他 0人



約6割の保護者が「外国の文化や生活習慣が分かるようになる」、約半数の保護者が「いろいろな人と協力するようになる」と回答しています。

③ 子どもが日本の学校に入学した頃にして欲しかったこと（複数回答）

ア 毎日、日本語を教える 10人

イ 1週間に1, 2日、日本語を教える 0人

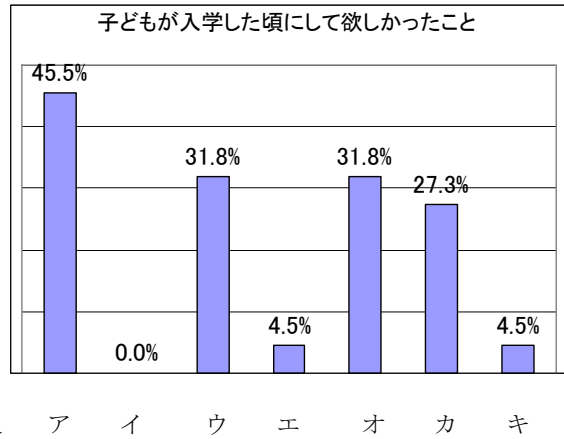
ウ 毎日、日本の学校や生活のきまりについて教える 7人

エ 1週間に1, 2日、学校や生活のきまりについて教える 1人

オ 毎日、授業で分からなかったことについて教える 7人

カ 1週間に1, 2日、授業で分からなかったことについて教える 6人

キ その他 1人



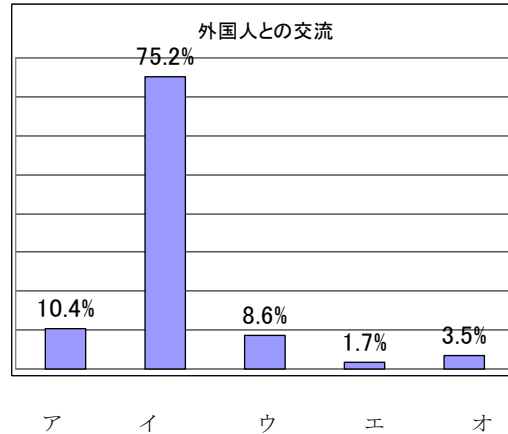
約半数の保護者が「毎日、日本語を教える」ことと回答しており、約3割の保護者が「毎日、日本の学校や生活のきまりについて教える」こと、「毎日、授業で分からなかったことについて教える」ことと回答しています。

(4) 日本人児童生徒の保護者の意識

【様々な国籍の子どもたちへの教育に関するアンケート調査結果より】

① 外国人との交流について（選択肢より1つ選択回答）

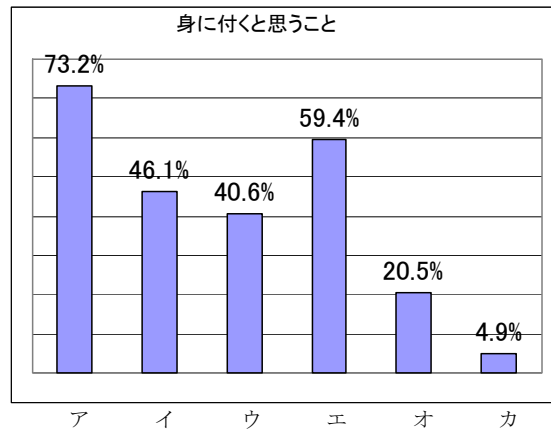
ア	積極的に交流したい	36人
イ	機会があれば交流したい	261人
ウ	あまり交流したくない	30人
エ	交流したくない	6人
オ	その他	12人



約1割の保護者が積極的な交流を希望すると回答しており、約8割の保護者は機会があれば交流を希望すると回答しています。

② 様々な国籍の子どもたちとともに学校生活を送ることにより身に付くと思うことについて（複数回答）

ア	外国の文化や生活習慣が分かるようになる	254人
イ	外国人の考え方が分かるようになる	160人
ウ	外国の言葉が分かるようになる	141人
エ	いろいろな人と協力するようになる	206人
オ	日本のよさが分かるようになる	71人
カ	その他	17人



約7割の保護者が「外国の文化や生活習慣が分かるようになる」と回答しており、約6割の保護者が「いろいろな人と協力するようになる」と回答しています。

(5) 教員の意識・要望等

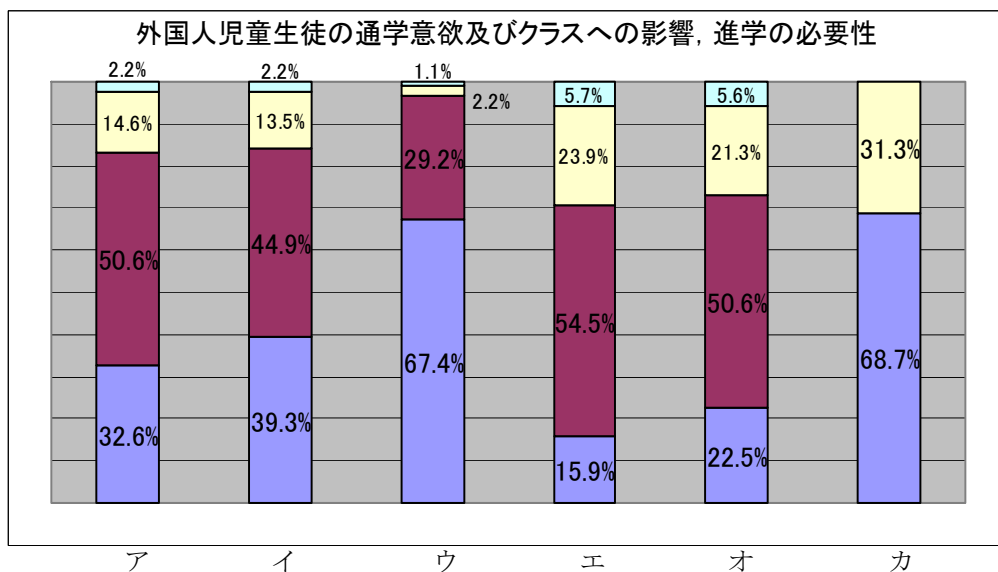
【外国人児童生徒の教育環境をめぐる問題アンケート調査結果より】

- ・質問ア～オ選択肢「思う、やや思う、あまり思わない、思わない」より1つ選択
- 質問カ選択肢「思う、思わない」より1つ選択

① 外国人児童生徒の通学意欲やクラスへの影響、進学の可能性について

- ア 教科学習が理解できないと通学する意欲を失ってしまう。
- イ 学校の規則や習慣に適應できないと通学する意欲を失ってしまう。
- ウ クラスになじめないと通学する意欲を失ってしまう。
- エ 外国人児童生徒が在籍することでクラスに助け合いの精神が生まれる。
- オ 外国人児童生徒が在籍することで異文化理解が進み子どもの興味関心が広がる。
- カ 進学するべきである。

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
思わない	2人	2人	1人	5人	5人	26人
あまり思わない	13人	12人	2人	21人	19人	
やや思う	45人	40人	26人	48人	45人	
思う	29人	35人	60人	14人	20人	57人



外国人児童生徒が通学意欲を失う理由として、ほとんどの教員が「クラスになじめないこと」、約8割の教員が「学校の規則に適應できないことや教科学習が理解できないこと」を挙げています。

約7割の教員が「外国人児童生徒がクラスに在籍することで異文化理解が進み、助け合いの精神が生まれる」と回答し、外国人児童生徒について「高校へ進学するべきである」と回答しています。

【教員や日本語指導者への聞き取り結果より】

- 日本語学級担当教員が配置されている学校以外では、学級担任が学級の指導に加え、外国人児童生徒への日本語指導や生活適応指導にあたることから負担が生じています。
- 小学校高学年や中学校では、学習内容が難しくなるため、使用する日本語が高度になるとともに、人間関係をつくる際には会話が重要な要素となります。そのため、これらの年齢で編入学した外国人児童生徒は、人間関係づくりや本人が希望する進路の実現のために、日本語習得の努力が特に必要となっています。
- 漢字を使用しない言語を母語とする外国人児童生徒は、在籍学年相当の漢字を習得するまでの期間が長くかかります。そのため、漢字が多く使用された教科書や学力試験への対応が困難となっています。
- 外国人児童生徒の保護者は、日本人児童生徒の保護者や地域とのつながりが少ないため、学校のきまりや教育制度に関する情報が不足する状況にあります。そのため、生活習慣や学校のきまりについて、学校と連携した家庭での指導が困難となり、児童生徒に学校や地域生活への不適応がみられます。また、そのために問題行動などが生じる状況もみられます。
- 日本語指導者は、保護者から、学校の通知文書の内容や児童生徒の生活態度などについて夜間に相談を受けることが多く、負担となっている状況があります。

(6) 地域ボランティアの要望

- 外国人児童生徒とその保護者には、授業中の説明や教科書に書かれた日本語を理解するための指導や進学情報の提供等が必要であるにとらえています。
- 外国人との共生を促進するための啓発を、行政も地域と協働して行うとともに、学校間、学校と各種団体、各種団体間の連携が推進されることを望んでいます。